

職員の懲戒処分について

今般、当院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分を行いました。

このたびは、職員による不祥事により皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、再発防止策を講じて、これを徹底し、信頼回復に向けて、職員一同、全力で取り組んでまいります。

1 事案の概要

当院の看護師が、令和8年1月20日（火）の午後8時頃から翌1月21日（水）未明頃まで佐世保市内の複数の飲食店で飲酒し、午前10時頃から自家用車を運転した。

片側一車線の幹線道路を走行中、午前11時頃、対向車と接触する事故を起こした。

その後、警察による呼気検査の結果、当該看護師の呼気から基準値を超えるアルコールが検出され、その場で現行犯逮捕され、後日、道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）違反で罰金50万円の略式命令を受けた。

2 処分年月日

令和8年10月2日

3 処分内容

停職3か月

4 再発防止策

従来からコンプライアンス研修等を通じて職員による飲酒運転の防止等に努めてきたところであるが、今後、同種行為が行われないう、各種会議やコンプライアンス研修等による注意喚起を徹底することなどにより、コンプライアンスの強化に努めることとする。

令和8年10月2日 長崎労災病院